

福岡県「持続可能な権利擁護支援モデル事業」(取組開始：令和6年度～)

※令和6年度までの取組状況

- 1

[1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す

[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- 2

身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組
- 3

[1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組

[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組
- 新

[1]包括的な相談・調整窓口の整備

[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】4,987.66km²

【人口】5,099,527人

※2024.11.1現在

【うち65歳以上】1,430,928人

【高齢化率】28.13 %

※2024年10月1日現在

背景・経緯

- 中核機関の設置加速に伴い、権利擁護支援ニーズが顕在化し、虐待等の支援困難事案が増加している現状にある。
- また、今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、成年後見制度利用者が増加することが見込まれ、さらに支援困難事案が増加していくことが予測される。
- そのため、本事業において、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合に、尊厳ある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、公的関与による法人後見実施体制の整備を目指している。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】

「公的関与による法人後見モデル事業検討委員会」を設置し、実際に福岡県社会福祉士会が受任中のモデル事例を通じて、公的関与による法人後見の諸課題を実証的に検討する。また、モデル事例の個別支援会議実施し、支援の諸課題を検討する。

【対象案件】

- ✓ 本人または養護者等から支援者が暴力や攻撃を受けている
- ✓ 本人または養護者等から支援者が頻回な苦情等を受けている 等

```
graph TD
    Fukuoka[福岡県] -- 委託 --> FukuokaWelfare[福岡県社会福祉士会]
    FukuokaWelfare -- 選任 --> FukuokaFamilyCourt[福岡家庭裁判所]
    FukuokaWelfare -- 相談 --> Core[法人後見  
専門職後見人や一般的な法人後見  
では受任が難しい事案を受任できる  
体制を整備した法人後見]
    FukuokaWelfare -- 移行 --> FukuokaLaw[福岡県弁護士会]
    FukuokaWelfare -- 移行 --> FukuokaJudicial[福岡県司法書士会]
    FukuokaWelfare -- 移行 --> Other[その他関係団体]
    FukuokaWelfare -- 移行 --> Special[専門職・一般的な法人後見等]
    FukuokaLaw -- 相談 --> Core
    FukuokaJudicial -- 相談 --> Core
    Other -- 相談 --> Core
    Special -- 相談 --> Core
    Core -- 相談 --> Local[市町村]
    Local -- 相談 --> Core
    Core -- 相談 --> CoreMechanism[中核機関]
```

ステークホルダーの役割

【都道府県等】

○ 福岡県

- 支援困難事案に対応できる法人後見実施体制を確保するため、関係機関とネットワークを整備する。
- 福岡県社会福祉士会に、公的関与による法人後見モデル事業における法人後見の実施体制の整備、検討委員会の事務局を委託。

○ 福岡県弁護士会、福岡県司法書士会

- 法律の専門家としての観点から、アドバイザーとして助言する。

○ 専門職・一般的な法人後見等

- 支援困難な状態が終了した際に、専門職・一般的な法人後見等に移行する。

【司法機関】

○ 福岡家庭裁判所

- 支援困難事案の選任に関して、福岡県社会福祉士会と調整する。
- 選任までの流れについて
- 1パターン目：中核機関等からの相談により、福岡県社会福祉士会が後見人等候補者となり、家庭裁判所が選任
- 2パターン目：家庭裁判所から推薦依頼を行い、選任

基本指標 (福岡県社会福祉士会の法人後見の実情 R6.7時点)

- 虐待案件や触法障害者案件など、深刻な家族間対立や関係者からの不当な接触が予想される案件：9件
- 総合的に見て個人での受任では過重の負担が予想される案件：14件
- 被後見人等が若年で継続的な支援が予想される案件：3件
- 高額資産の案件（1,200万円を目途の案件）：23件

工夫、配慮等 (法人後見の強みを生かしたモデル事業の実施)

①専門性

- ばあとなあ名簿登録者による業務執行体制
- 業務執行者の柔軟な組み立て（交代、複数体制）

②法人によるサポート

- 重要な意思決定への法人の関与
- 法人後見部会ケース担当、事務局

③ネットワークの活用

- 中核機関：「体制整備アドバイザー」、「受任調整会議委員」の派遣
- 虐待対応：「福岡県高齢者障がい者虐待対応チーム」の市町村への派遣
- 被疑者・被告人、刑務所出所者等の入口、出口支援：「福岡地方検察庁社会福祉アドバイザー」、「地域定着支援センター」との連携

④個人後見への移行

- 初期の課題が解決した場合の業務執行者の個人後見への移行

現状の課題、今後の展開

公的関与による法人後見モデル事業検討委員会にて、以下議題等を議論中。
検討会で出た課題を次年度以降のシステム構築につなげる。

- 対象案件に関すること
- 業務執行者の確保、他専門職との複数後見に関すること
- コーディネート体制に関すること
- 情報管理共有システムに関すること
- 業務執行者の報酬の在り方に関すること
- 移行の在り方に関すること

現行の利用の流れ

